

第 1 回
地域自治組織等小委員会
会 議 録

平成 16 年 4 月 9 日

十勝中央合併協議会

第 1 回地域自治組織等小委員会

議事日程

第 1 回地域自治組織等小委員会
(平成 16 年 4 月 9 日 13 時 58 分 開会)

日程第 1	仮議長の選出	3 分
日程第 2	開会	3 分
日程第 3	会議録署名委員の指名 (諸般の報告)	3 分
日程第 4	議案第 1 号 委員長及び副委員長の互選並びに委員長の職務を 代理する副委員長の順位の指定について	3 分
日程第 5	地域自治組織等の概要について	6 分
日程第 6	閉会	19 分

会 議 録

第 1 回地域自治組織等小委員会

- 1 . 開催年月日 平成16年 4 月 9 日
- 2 . 招集の場所 幕別町役場 5 階会議室
- 3 . 開会 4 月 9 日 13時58分宣告
- 4 . 応集委員 全委員
- 5 . 出席委員 (1 1 名)
委員長 更別村 渡辺春雄
副委員長 幕別町 多田順一 忠類村 杉坂達男
幕別町 西尾治 本保証喜 吉村学
更別村 江本信吉 林中建夫 水口光浩
忠類村 帰山孝夫 森徹
- 6 . 欠席委員 (1 名)
忠類村 邊見敏夫
- 7 . 事務局
事務局長 金子隆司 事務局次長 上野寛
総務広報班長 飯田晴義 総務広報班員 森範康 和田智旭
- 8 . 議案
議案第 1 号 委員長及び副委員長の互選並びに委員長の職務を代理する
副委員長の順位の指定について
- 9 . 案件
地域自治組織等の概要について
- 10 . 会議録署名委員の指名
幕別町 西尾治 本保証喜
- 11 . 傍聴人 (1 0 人)

議事の経過

(平成 16 年 4 月 9 日 13:58 開会)

[仮議長の選出]

局長(金子隆司) それでは、お手元の議事日程に従いまして進めさせていただきますので、よろしくお願いを致します。

日程第 1、仮議長の選出に入りたいと思います。

本日は第 1 回目の委員会であります。委員長が選任されるまでの間、年長の委員に仮議長の職務を行って頂きたいと存じます。

ご出席委員のうち、忠類村の帰山孝夫委員が年長の委員でありますので、帰山委員、仮議長席にお着きを頂きたいと思います。

よろしく、お願い致します。

仮議長(帰山孝夫) ただ今、ご紹介を頂きました帰山でございます。

委員長が決まるまでの間、仮議長の職務を務めさせていただきます。

慣れておりませんので、どうかよろしく、お願いを致します。

[開会]

仮議長(帰山孝夫) それでは、委員の半数以上のご出席がありますので、ただ今から、第 1 回地域自治組織等小委員会を開会致します。

直ちに本日の会議を開きます。

[会議録署名委員の指名]

仮議長(帰山孝夫) 日程の第 3、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員に、幕別町の西尾委員、本保委員を指名致します。

[諸般の報告]

仮議長(帰山孝夫) 事務局より諸般の報告を致します。

局長(金子隆司) 諸般の報告を致します。

本日の会議に、忠類村の邊見委員から欠席する旨のご連絡を頂いておりますので、ご報告を申し上げます。

以上でございます。

[議案第 1 号 委員長及び副委員長の互選並びに委員長の職務を代理する副委員長の順位の指定について・委員長の互選]

仮議長(帰山孝夫) それでは日程第 4、議案第 1 号「委員長及び副委員長の互

選並びに委員長の職務を代理する副委員長の順位の指定について」を議題と致します。

はじめに、委員長の互選を行います。

事務局に説明を求めます。

次長。

次長（上野寛） 議案第1号「委員長及び副委員長の互選並びに委員長の職務を代理する副委員長の順位の指定について」につきまして、ご説明申し上げます。

別冊資料の1ページをお開きください。

資料のと致しまして、「十勝中央合併協議会小委員会規程」を掲載させて頂いておりますが、第4条第2項の規定によりまして、「委員長及び副委員長2名は委員の互選による。」とされております。

また第5条第2項では、「副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した順位により委員長の職務を代理する。」とされているところであります。

以上でございます。

仮議長（帰山孝夫） 説明がありましたように、委員の皆さんの互選ということですが、どのように選任するか、お諮りを致します。

はい、吉村委員。

委員（吉村学） 指名推薦でお願いしたいと思います。

仮議長（帰山孝夫） ただ今、指名推薦との発言がございましたけれども、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

仮議長（帰山孝夫） 異議なしと認めます。

それでは、委員長の推薦をお願い致します。

委員（吉村学） 他の小委員会の状況をみますと、忠類村と幕別町の委員が委員長に選任されておりますので、更別村の渡辺春雄委員をご推薦申し上げます。

仮議長（帰山孝夫） ただ今、お聞きのとおり、更別村の渡辺春雄委員のご推薦がございましたが、委員長に渡辺春雄委員を選任することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

仮議長（帰山孝夫） 異議がありませんので、委員長に渡辺春雄委員が選任されました。

[議長交代]

仮議長（帰山孝夫） 小委員会規程の第5条第1項の規定により、委員長が議長となることになっておりますので、渡辺委員長は正面の席にお着きを頂きたいと思っております。

以上をもちまして、仮議長の職務を終わらせて頂きます。
ありがとうございました。

[委員長挨拶]

議長（渡辺春雄） 一言、ご挨拶を致します。

ただ今、本小委員会の委員長に選任頂きました、更別の渡辺でございます。

本小委員会に付託されました事項は、合併協定項目の6「住民自治充実のための取扱い」、7「地域審議会の取扱い」及び15「事務組織及び機構の取扱い」であります。

本小委員会は、新町誕生後において、地域住民の声が行政に反映される仕組みを検討するという、重大な使命を担っている訳でありまして、この仕組み如何によりましては、合併後の地域の均衡ある発展が適うかどうかといった、非常に重要な小委員会であると考えております。

皆さんと研究、協議を重ねていく時間には、おのずと限りはあると存じますが、私も小委員会の運営に全力を傾ける所存でありますので、皆さんの活発な、そして建設的なご意見を賜りますよう、お願い申し上げまして、委員長就任のご挨拶に代えさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願い致します。

[副委員長の互選並びに委員長の職務を代理する副委員長の順位の指定]

議長（渡辺春雄） それでは、引き続きまして、「副委員長の互選並びに委員長の職務を代理する副委員長の順位の指定」を行います。

先ほどの事務局の説明のとおり、副委員長2名も委員の皆さんの互選ということではありますが、どのように選任するか、お諮り致します。

吉村委員。

委員（吉村学） 先ほどと同様に、指名推薦でお願いをしたいと思います。

議長（渡辺春雄） ただ今、指名推薦との発言がございましたが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡辺春雄） 異議なしと認めます。

それでは、副委員長2名の推薦をお願い致します。

吉村委員。

委員（吉村学） 町村間のバランスを考慮しまして、幕別町の多田順一委員、忠類村の杉坂達男委員をご推薦申し上げます。

議長（渡辺春雄） 幕別町の多田順一委員と忠類村の杉坂達男委員の推薦がございましたが、副委員長に多田委員と杉坂委員を選任することで、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡辺春雄) 異議がありませんので、副委員長には多田委員と杉坂委員が選任されました。

それでは、副委員長の職務代理の順位を指定致します。

第1順位に多田副委員長、第2順位に杉坂副委員長とします。よろしくお願い致します。

多田、杉坂両副委員長さんは、副委員長席にお着き頂きください。

[地域自治組織等の概要について]

議長(渡辺春雄) 日程第5、「地域自治組織等の概要について」、事務局に説明を求めます。

次長。

次長(上野寛) 「地域自治組織等の概要について」につきまして、ご説明申し上げます。

別冊資料の2ページをお開きください。

資料の につきまして、第1回協議会において決定されました、本小委員会の設置及び付託事項をそのまま載せたものでありますが、今後、審議を進めて頂くにあたりまして、再度ご確認を頂きたく、資料として掲載させて頂いたところであります。

本委員会へ付託されました事項は、先ほど委員長からお話しがありましたように、合併協定項目で申しますと、6「住民自治充実のための取扱い」、7「地域審議会の取扱い」、15「事務組織及び機構の取扱い」の3項目であります。

付託内容と致しましては、昨年11月の地方制度調査会の答申に盛り込まれました地域自治組織、合併特例法に規定されております地域審議会、さらには、事務組織・機構の在り方^あにつきまして、地域住民の意向が行政に反映され、合併後の地域の均衡ある発展と住民との新たな協働関係の構築が図られるよう、これら3点の取扱いについて審議するとするものであります。

続きまして、3ページをお開きください。

資料 と致しまして、任意合併協議会で決定されました調整方針等を載せております。

1点目は、地域審議会に関する調整方針ではありますが、「必要に応じて旧町村を単位として設置する」と決定されたところであります。

2点目は、最後の任意協議会で提案・決定された事項ではありますが、「地方制度調査会の答申の趣旨をはじめ、本庁と総合支所の役割分担及び組織機構、議会の役割、地域審議会の役割などに留意しつつ、総合的な観点に立って、より一層、地域住民の意向が反映される仕組みを検討すべき」とされたところであり、この決定を

受けまして、法定協議会におきまして、独自の合併協定項目と致しまして、6「住民自治充実のための取扱い」が決定されたところであります。

次に、4ページをご覧頂きたいと思います。

資料の につきましましては、3月9日に国会提案されました、合併関連3法案、一つが「市町村の合併の特例等に関する法律案」、いわゆる合併新法であります。

二つ目が「市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案」、いわゆる改正合併特例法であります。

三つ目が「地方自治法の一部を改正する法律案」であります。これら3法案に盛り込まれました地域自治組織の概要について、比較したものでございます。

表の構成・見方^{みかた}でございますが、今回の法律案におきまして、三つの地域自治組織制度が創設されております。

一つに法人格を持つ合併特例区、二つに合併に際しての特例が盛り込まれた地域自治区、そして三つ目に一般制度としての地域自治区であります。この三つのタイプごとに、表の一番左側の区分欄にあります、「設置根拠」から「住居表示」に至る項目ごとに、それぞれの制度内容について、整理させて頂いたものであります。

それでは、表に従いまして、一番上の設置根拠から順に説明をさせていただきます。

まず、「設置根拠」であります。合併特例区と合併に際しての地域自治区につきましましては、合併新法と改正合併特例法の両法律案に設置根拠が規定されております。

これに対しまして一般制度の地域自治区につきましましては、地方自治法の改正により、合併の有無^{かが}に拘わらず全市町村が適用できるよう、制度が創設されたところであります。

なお、合併に際しての地域自治区につきましましては、地方自治法の一般制度をベースにしているため、合併に際しての特例部分、つまり、地域自治区を設置する区域や区長の設置などの特例のみが、新法と改正特例法に規定されたところであり、特例のない部分につきましましては、地方自治法が適用されるということになっております。表の中で「同左」と記載してある部分が、これに該当するものでありますので、ご承知おき頂きたいと存じます。

次に、「設置目的」であります。合併特例区につきましましては、「合併後の一定期間、一定の事務を処理することにより、合併市町村の一体性の円滑な確立に資することを目的」としているのに対しまして、地域自治区につきましましては、「合併町村から分掌^{ぶんしょう}された事務を住民の意見を反映させつつ処理することを目的」としているところでございます。

次に、「設置手続」であります。合併特例区につきましましては、合併関係町村の協議により規約を定め、知事の認可を受けることとなっております。

これに対しまして、合併に際しての地域自治区は合併関係町村の協議により、一

般制度の地域自治区は条例により設置されることとされております。

なお、合併特例区の認可申請につきましては、平成 17 年 3 月 31 日までとされているところであります。

また、表中の何カ所かに「協議」という言葉が出てまいりますが、表の欄外、下の方でございますが、欄外に注意書きをさせて頂いておりますように、協議が成立するためには、関係町村それぞれの議会における議決が必要となるものであります。

次に、「設置期間」であります。合併特例区は 5 年以内、合併に際しての地域自治区は協議で定める期間、一般制度の場合には制限なしということになってございます。

ここで問題となりますのは、合併に際しての地域自治区につきまして、協議が整いさえすれば設置期間は何年でも良いのかということになりますが、合併に際して設置するという趣旨から、新町建設計画の期間、つまり 10 年程度を想定しているということでございます。

次に、「設置単位」でございます。合併特例区と合併に際しての地域自治区につきましては、合併町村の一部または全部の区域に旧町村を単位として設置することができることとされておりますのに対し、一般制度につきましては、町村の区域全域に設置することとされているところであります。

次の 5 ページに図を載せておりますので、これに基づきまして、さらに説明を加えさせていただきます。5 ページをご覧ください。

合併特例区と合併に際しての地域自治区につきましては、5 ページの下の方でございます、図 1 でございます。一般制度につきましては、図 2 となります。

図 1 ですが、旧 A 市と旧 C 村だけに設置するということを表してはいますが、このほかのケースとして、旧 A 市と旧 C 村を合わせて一つの特例区、または自治区とすることもできますし、旧 A 市、旧 C 村、旧 B 町ごとに設置することもできるとされているところであります。

図 2、一般制度の場合であります。A 市を a 区域、b 区域、c 区域に分けて、市の全域をカバーして設置することとなっております。一部の区域を除外することはできないこととされております。

再び 4 ページにお戻りください。

次に、「処理する事務」でございます。

合併特例区につきましては、合併後の一定期間、旧町村単位で処理することが事務の効果的処理に資する場合や、当該区域住民の利便性向上のために必要な場合であって、規約で定める事務を処理するのに対しまして、地域自治区につきましては、合併町村の長の権限に属する事務を分掌することとなります。

合併特例区が処理する事務と致しまして、地域の公（おおやけ）の施設管理、地域振興イベント、コミュニティバスの運行など、総務省が例示した事務を載せてございますが、

国民健康保険事業、介護保険事業や一般廃棄物処理事業など、法令に基づき合併町村が行わなければならない事務以外の事務、ならびに議会の議決を要する事務以外の事務であって、当該合併特例区の内部や区域内において完結する事務を想定しているとのこととございます。

次に、「法人格」についてであります。合併特例区は、特別地方公共団体とされておりますので、法人格を持つこととなりますが、地域自治区については、合併町村の執行機関の位置付けがなされておりますので、法人格はございません。

次に、「設置に伴う権利の承継^{しょうけい}」につきましては、合併特例区に限られますが、合併特例区が設置される際、現に合併関係町村が有する権利のうち、協議により定めるものについては、合併特例区が承継するものとされているところであります。

なお、ここでいう権利につきましては、明確な定義が示されておきませんが、北海道の担当者によりますと、公有財産のうち、不動産に係る所有権^{かが}、地上権、地役権など、第三者に対抗し得る権利が想定されるということとございます。

続きまして、「区の長等の身分、任期等」のうち「身分等」でございますが、合併特例区の長につきましては、町村長の被選挙権を有する者、つまり満 25 歳以上の者のうちから、合併町村の長が選任することとされております。

身分につきましては特別職で、助役、または合併特例区と区域を同じくする支所が置かれる場合の支所長と兼ねることができるとされております。

なお、合併特例区の長が助役を兼ね、さらに支所長を兼ねることにつきましては、助役の兼職禁止規定に触れますことから、兼職できないこととなっております。

これに対しまして、合併に際しての地域自治区の長につきましては、協議によって、一定期間、一般職たる事務所の長に代えて特別職たる区長を置くことができるとされております。

地域自治区が行政の執行機関として位置付けられておりますことから、区長につきましては、地域の行政運営に関し、優れた識見を有する者のうちから、合併町村の長が選任することとされているところであります。

一般制度の場合につきましては、事務所の長は、事務吏員をもって充てることとされているところであります。

「任期」につきましては、合併特例区の長、区長のいずれも、2 年以内とされております。

次に、「職員」であります。合併特例区につきましては、合併特例区の長が合併町村の職員のうちから、合併町村の長の同意を得て任命することとされており、具体的には、一部事務組合への職員派遣と同様、地方自治法に規定する派遣の方法が採られるものと想定されることとございます。

これに対し、地域自治区につきましては、合併町村の職員をもって充てるとされております。

次に、「予算」から「財産の処分」までにつきましては、地域自治区の場合、合併町村の執行機関に位置付けられているため、特段の定めがありませんので、合併特例区についてのみ、ご説明をさせていただきます。

まず、「予算」と「決算」であります。合併特例区につきましては、法人格がありますので、独自の予算を持つことができますが、予算を定めるにあたっては、合併特例区協議会の同意と合併町村の長の承認が必要となります。

また、決算については、監査、合併特例区協議会の認定、合併町村の長への報告など、所定の手続が定められているところであります。

次に「財源措置」であります。財源については、合併町村からの移転財源が主になりますが、公の施設の管理や特定の事務処理を行うこととされた場合には、これに伴う使用料や手数料を合併特例区の収入とすることは、可能とされております。

次に、「公の施設」であります。規約で定める公の施設の設置、管理を行うことができますが、この場合、管理に関する事項は、合併特例区規則で定めることとされているところであります。

次に、「財産の処分」であります。合併特例区が、その所有する財産の処分を行うことができますが、合併町村の条例で定める一定の場合を除き、合併町村の長の承認と議会の議決が必要となります。

次に、協議会の関係であります。まず、「名称」につきましては、合併特例区が合併特例区協議会、地域自治区が地域協議会と称することになります。

次に、「構成員」であります。合併特例区につきましては、合併特例区に住所を有する者で、合併町村の議会の議員の被選挙権を有する者のうちから、規約で定める方法により合併町村の長が選任することとされており、任期は2年以内となっているところであります。

協議会には、会長及び副会長が置かれますが、その任免の方法は規約で定めるところとされております。

なお、報酬につきましては、地方制度調査会の最終答申においては、無報酬とされておりましたが、法律案では報酬を支給しないことができるとされたところであります。

これに対しまして、地域自治区の構成員は、地域自治区に住所を有する者のうちから、合併町村の長が任命することとされており、任期は4年以内となっているところであります。

協議会には、合併特例区同様、会長及び副会長が置かれますが、任免の方法は、合併に際しての地域自治区の場合は協議で定める方法により、一般制度の場合には条例で定める方法によることとされております。

報酬につきましても、合併特例区同様、支給しないことができるとされております。

次に、協議会の「権限」であります。合併特例区協議会につきましては、大きく三つに分けることができます。

一つには、合併特例区が処理する事務及び合併町村が処理する合併特例区に係る事務に関して、^{しもん}諮問された事項、または必要と認める事項について審議し、意見を述べることであります。

二つには、規約に定める合併町村の施策に関する重要事項であって、合併特例区の区域に係るものの決定、変更の際し、あらかじめ意見を述べることであります。

三つには、合併特例区規則の制定に際して同意することではありますが、同意を要する合併特例区規則につきましては、表に記載しておりますとおりでございます。

なお、合併特例区規則の制定にあたりましては、合併特例区協議会の同意を要するものと、これに加え合併町村の長の承認が必要となるものがありますが、表の中の太字で記載したものが、合併町村の長の承認を必要とする合併特例区規則でございます。

地域協議会につきましても、諮問事項を審議し、意見を述べるという点では、同様の権限が規定されておりますが、対象となる事項に違いが見られるところであり、その対象につきましては、一つに地域自治区の事務所が所掌する事務、二つに合併町村が処理する地域自治区の区域に係る事務、三つに合併町村の事務処理にあたっての地域自治区内の住民との連携に関すること、四つに施策に関する重要事項で地域自治区の区域に係るものの決定、変更の際し、あらかじめ意見を述べることとされているところであります。

最後の、「住居表示」につきましては、合併特例区、合併に際しての地域自治区、いずれも同様の取扱いとなっておりますが、新町の名称のあとに、合併特例区または地域自治区の名称を冠^{かん}することとされているところであります。

具体的に申し上げますと、現幕別町の区域に合併特例区が設置されるとした場合には、幕別町役場の住所を例に取りますと、^{もとまち}町幕別区本町130番地と表示しなければならないこととなります。

なお、合併特例区、または合併に際しての地域自治区の名称につきましては、「区」のほか、「町」、「村」も可能とされているところであります。

また、設置期間の満了に際し、引き続き区域を同じくする一般制度としての地域自治区を設置する場合におきましても、合併特例区、または地域自治区の名称を冠することとされているところであります。

4ページの説明は以上でございます。

続きまして、5ページの方をお開き頂きたいと思っております。

こちらにつきましては、先ほど、設置単位のところでご説明申し上げましたので、ここでは省略させていただきます。

次に、6ページをご覧頂きたいと思っております。

こちらには、法律案のうち、合併特例区及び地域自治区の設置に関する規定を掲載してございますので、のちほどご覧頂きたいと存じます。

次に、7ページ、資料、こちらにつきましては、地域審議会の概要について、まとめたものでございます。

地域審議会につきましては、現行特例法に基づく制度であります。今回、国会に提案されました合併新法にも、全く同様の制度が盛り込まれたところでございます。

地域審議会につきましては、合併関係町村の協議により、旧町村を単位として設置することができることとされており、協議により定める事項と致しましては、設置期間、区域、構成員の定数、任期、任免その他組織及び運営に関し必要な事項となっているところであります。

地域審議会の役割としましては、合併町村が処理する地域審議会の区域の事務に関し、合併町村の長の諮問に応じ審議し、または必要と認める事項について、意見を述べることとされておりますが、先進事例におきましては、新町建設計画の執行状況に対するチェック機能に重点が置かれているといった印象がございます。

なお、設置期間につきましては、新町建設計画の計画期間が目安とされているところでございます。

次の8ページには、地域審議会に関する法律の規定を載せてございますので、ご参照頂きたいと思っております。

説明は以上でございます。

議長（渡辺春雄） 説明が終わりましたので、質疑を行いたいと思っております。

質疑の発言を許しますので、お願い致します。

資料の説明が終わったばかりですので、暫時休憩を取りたいと思っておりますので、そのあと、質疑を受けたいと思っております。

10分ほど、休憩致します。

14：30 休憩

14：40 再会

議長（渡辺春雄） それでは、休憩を解いて会議を再開致します。

質疑の発言を求めます。

本保委員。

委員（本保証喜） 座ったままで、よろしいでしょうか。

議長（渡辺春雄） はい、どうぞ。

委員（本保証喜） ただ今、事務局次長さんの方から、合併関連3法についての概略と申しますか、説明を頂いたところでありますけれども、説明を聞くだけでは、十分

理解できないところもあるので、その前段、おそらく今日の小委員会に向けての幹事会で、その議論をされたと思います。

できれば、その中身についても、ある程度、具体的なことに触れられたのかどうなのか、そこら辺についてもちょっと聞かせ頂ければと、そういうことでお願いを申し上げたいと思います。

議長（渡辺春雄） 西尾幹事長。

それでは、答弁をお願い致します。

幹事長（西尾治） 座ったままで、説明させて頂きたいと思います。

議長（渡辺春雄） どうぞ。

幹事長（西尾治） 今、幹事会での議論の焦点はどの点にあったのかということで、ご質問ございますので、前段、議案を調整する際、幹事会の中で議論になりましたのは、今の段階で詳しい内容は分からないという状況もありますけれども、特に合併特例区と地域自治区の違いが、どこに大きな違いがあるのか。

一つには合併特例区、法人格を持つということなものですから、法人格を持って合併特例区を選択したときに、一番大きな焦点になりましたのは、処理する事務の関係でございまして、特例区をつくったときに、どの程度の事務がその特例区の中でできるんだと。

今、例示ございますような、3点ないし4点の例示がございましてけれども、これ以上の事務について、特例区の中でどういったものができるんだというようなことが、議論の大きな焦点になりました。

ただ、今の段階ですと、具体的に、ではどういうものをやろうとするのか。その辺の具体的な事務例を出していかないと、北海道、総務省に対して照会ができないのではないかと。

ですから、これから小委員会なり、それぞれの町村の中での議論を踏まえた中で、どういった事務を特例区を選択したときにやろうとするのか、やりたいと思うのか。そういったものの整理がまず大事になってくるだろうと。それらを例示した中で、国、道に対して、こういったものも可能なのかというようなことの間いかけをまずしていきたいと。そういう議論がございましたので、特例区を選択したときに、本当にそれぞれの町村がどういった事務をやりたいのかと。

もう一つ、やりたい事務が、今、事業の一元化調書を作っておりますけれども、3町村が納得できて一つの事務としてやれるということになれば、あえて特例区でやる必要がないだろうと。特例区としてやろうとする事務の根本は、事業の一元化の中で、特徴のあるもの、それぞれの町がやっている特徴あるものが、三つの町で一度にできないといった事業が出てきたときに、やはり特例区としてできるのかどうなのかというのが、焦点になってくるのだろうということのご意見がございました。

それと、もう一つはですね、予算の関係。この予算の権限については、ここに予算・決算、書いてございますけれども、長の承認が必要だということなんです、その前提となるべく、今、持っております、それぞれの財産である基金とか、それに類するようなものについては、特例区に引き継げるのかどうなのか。その特例区に引き継ぐとすれば、どういう形で引き継いでいくのか。それらのことについても今の段階ではっきり法律の中身が分かりませんので、予算をやる際に、単純に長の承認ということになりますと、例えば、^{まかな}賄いきれない場合に、今ある基金を有効活用するような手法がないのかどうかと。

特に議論になりましたのは、特例区でやるべき事務事業の中身、それと、予算の組み立て。それには、基金の問題も含めて議論となったところでありまして、これはこれから議論を進める中で、1点1点出てきたことについては、国、道に照会をかける中で解決していかなければならないだろうということで、一定の話し合いが終わったというところがあります。

議長（渡辺春雄） 今、西尾幹事の方からご説明ありましたように、特例区を選択した場合には、いろいろこれから出す案件を、それぞれの旧自治体が出す案件を道の方に照会して、その判断を^{あお}仰がなければ今のところ返答できないという、幹事会の、今のところの幹事同士の審議内容なのですけども。

ほかに質疑ございますか。これに関連してでもよろしいのですけども。

本保委員、今のことで答弁はご了解ですか。

委員（本保証喜） とりあえずいいです。

次の質問考えておきますから。

議長（渡辺春雄） 本件に関連した部分でもよろしいし、別件でもよろしいので、質疑を求めます。

大変難しい問題で、今日、こうして説明ですので、皆さんの疑問に思う部分ね、どんどん、どんな小さなことでもいいですから、一番大事な分野でありますので、ゆっくり時間をかけて皆さんの意見を聞きたいと思っておりますので。

杉坂委員。

副委員長（杉坂達男） この特例につきましてもそうでありますけども、それぞれの町村が今まで考えてきたことにつきましては、一定の一元化した合併効果を求めつつも、なおかつ、それぞれの旧町村における良さであるとか、あるいは伝統文化、その他のものについては、残せるものを残していきたいという思いは、それぞれが持っていたように思います。

従って、それらがこの特例法によってカバーできるというようなことがあれば、これはそれに勝る結果では、ないのではないかと、私はそう思うんですね。

ただし、あまり合併のメリットを追求する上で、それが損なわれるようなことがないようにするための法律というものは、ここに我々の国に対するですね、願いが

届いておるのではないかと思いますから、ですからこれらを良く研究した上で、それぞれがやっぱり本格的な町村ごとの思いというものが集大成されるべきでないかなと、私はそう思いますから、一層のですね、これに対する研究というのは、この委員会での必要不可欠なものだと思います。

議長（渡辺春雄） 今、委員会でさらに、こういう審議をどね、んどん続けていくべきだというお話しですけども。

ほかに質疑なければですね、この件については、まだまだ議論を続けなければならない分野ですので、今日のところは、この辺で質疑を閉めようかなと思いますが、ありますか。

江本委員。

委員（江本信吉） この6ページの、比較表載っていますけども、合併特例区、地域自治区の中に、合併に際しての設置、一般制度の設置ということで、なっておりますけども、合併特例区5年設置されて、そのあと、地域自治区の一般制度としての設置、真ん中にあります合併に際しての設置がありますけども、その辺の、継続して設置ができるかどうかの判断ですね。その辺ちょっと事務局的に応えて頂きたいと。

ちゃんと特例区が5年やったあと、すべての一般自治区のあれについて、継続されるかどうかの判断ですね、それをちょっと説明して頂きたいと思います。

議長（渡辺春雄） 説明を求めます。

飯田班長。

班長（飯田晴義） ただ今のご質問でありますけれども、合併特例区につきましては、設置期間が5年以内ということで、これは法定事項で定まっております。

それと、合併に際しての地域自治区、これにつきましては、合併から協議で定める期間、おおむね、先ほど10年というような、お話しをさせて頂きました。

それで、今のご質問ですが、例えば、合併特例区5年設置したとして、そのあと、どういう自治組織が設置されるのかというご質問かと思いますがけれども、このあとに設置できるのは、一番右側ですね、一般制度としての地域自治区に限られるということであります。

なぜかといいますと、合併に際しての地域自治区といいますのは、あくまでも合併に際して設置できるという法律上の規定になっておりますことから、合併特例区のと、例えば、4年間合併特例区を設置しまして、そのあと、引き続き10年間、合併に際しての地域自治区を設置するというような形はとれないと。

あくまでもですね、合併特例区なり、合併に際しての地域自治区のあとに設置できるのは、一般制度としての地域自治区であるということになっております。

以上です。

議長（渡辺春雄） よろしいですか。

ほかにありませんか。

森委員。

委員（森徹） 先ほどの西尾委員と重複する点があるかもしれないんですけども、合併特例区を置いたとしまして、総合支所を置くのに、あえて職員を置いて処理する事務等は、例えなんですけども、地域振興イベント、コミュニティバスの運行など、あえてわざわざ予算を用いてすべきことなのかなという点がありまして、先ほど西尾委員もおっしゃいましたように、何をするのかという点が大きいといたしますか、あえて置かなければできないということであれば、特例区ないし地域自治区を置いてというのは理解できるんですけども、この内容だけを見ると、あえて置く必要もないのではないかなという、地域の意見を吸い取る、意見を反映するために、あえてこのようなことを、今、新たにこうすべきとか、こうやるということがあれば別ですが、この内容だけでいうと、あえて特例区というのを設ける必要もないのかなという気が致します。

議長（渡辺春雄） 説明を求めます。

飯田班長。

班長（飯田晴義） これは法の趣旨でしかご質問にお答えできない、法はどういうことを想定しているかという意味でしか、ご質問にお答えできないんでありますけども、合併特例区につきましては、この処理する事務に記載しているところなんですけれども、合併後の一定期間、旧町村単位で処理することが、事務の効率化に資する、あるいは、住民に利便性につながるよという地域完結型ですね、事務を想定をしているということでありましてですね、これを全町でやるよりは、その地域でやって頂いた方が、大いに住民の方、盛り上がるし、非常に利便性が高くなるよといったような事務が想定されているということであります。

これに対してまして、地域自治区については、この事務にありますように、長の権限に属する事務を分掌するということでもあります。従いまして、これは執行機関を補助する機関ということでありまして、これはほぼ、支所なり、総合支所の役割と同じであります。

そういう点で、地域自治区については、その地域全体ですね、合併町村の仕事のうち、権限を与えられて仕事をやると、行政を運営していくのだという点ですね、大きく違っていると。

執行機関が地域自治区でありますね、合併特例区については、行政の執行もするんですけど、その特定の地域のみで完結するような仕事をやっていくという点で違いがあるということでございます。

議長（渡辺春雄） よろしいですか。

ほかに。

水口委員。

委員（水口光浩） 合併特例区及び合併に際しての設置の地域自治区、大まかにこの二つに、合併したって、どちらかを選択するかと思われるんですけども、各旧町村が合併したときに、どちらかを選択するかということについて、これをてんでにね、自由に選択して、それぞれの道を歩いていってね、例えば、合併特例区5年経過して、その6年目以降にね、これが失効したよというときに、地域自治区を選択した所とね、格差が生じたりしないだろうかということがちょっと心配なのですけども、それについてはどう思われますか。

議長（渡辺春雄） 説明を求めます。

飯田班長。

班長（飯田晴義） 新町の行政の執行については、当然、全町、旧町村すべからく見渡しましてですね、均衡ある地域の発展を図っていくということになりますから、特に合併特例区を設置した所が非常に栄えてですね、地域自治区を設置した所、あるいは何も設置しない所が栄えないということは、これは当然あってはならないことでもありますし、新たな首長がそういう地域の均衡ある発展を成し遂げるような配慮をしながら、行政をやっていくということになるのかというふうに思っています。

議長（渡辺春雄） よろしいですか。

ほかに。

帰山委員。

委員（帰山孝夫） まだ、これ出ただけで、質疑ということにはならんと思うんですけどもね、半分、意見の入るような言い方になると思いますけれども、今、別な委員会で、新町の建設計画がございますよね。これがある程度進んでいくとですね、やはり早期に一体性を確保しなきゃならんということをして建てていますけれども、どうしても旧町村単位で、この分だけは、というようなことが出てくると思うんですよ。

そういったことが、例えば、連合審査会というのですか、合同でやらなければ、そういった事務がたくさんあるとすれば、やはりこの特例区の方で、きちっとこの地域だけの分をきちっと取り上げて、5年なら5年で完結させるというようなことが出てくるのでしょうし、それでなければ、やはり合併した以上は、早期に一体性を確保しなければならんというような大目的もありますからね。

だから、そっちの方と兼ね合わせてやっていかないと、どういったものがこれで救えるのか、また救わなければならないのかというようなことで、ちょっと今、具体的に、あれがどうしても残っているから、こうしなければならんとかっていうことが発想として出てこないんですよ。

もちろん委員長さんおっしゃったように、小委員会は審議し、調査しますので、従って、これから6月か7月まで精力的にやってって、いずれが、地域解消をきち

っとして、一体性を早期に確保できるかということになるんだと思うんです。

だから今、質疑と言われても疑い持つことがたくさんあってですね、具体的な事例が出てこない、ちょっと申し上げられないというような感じをしております。

議長（渡辺春雄） 今のところは、事務局として具体的事例。

西尾委員。

委員（西尾治） 先ほど、説明不足だったかと思うんですけども、今、帰山委員おっしゃるとおり、全体の事務事業としては、1,400項目に及ぶ事務事業の調整を、今、進めている最中でございます、この1,400が3町村とも、こぞって一つの方向で歩めるということになりますと、こういう地域自治組織の関係も、どちらかという、新町の建設計画10年間分の監視的な機能をどう持たせるのか、きちんと計画に盛り込まれたものが、計画どおりやられているのかどうなのかというところが大事になってくるかと思えます。

それと、もう一つには、今、帰山委員おっしゃるとおり、1,400項目のうち、どうしても合意できないような項目が出てきたときに、では、それをどう解消していくのか。

先ほど来、申し上げていますように、では、合併特例区で5年間なら5年間、その事務については旧町村単位で実施しようというものが、現実に出てくる可能性がありますので、幹事会の中の議論の中でも、やはり大きなところは事務事業の調整で、全部がうまくいくのかいかないのか。いったとすれば、監視的な目的としてできる地域自治組織がどうあるべきかということら辺が焦点になってくるだろうということで、^{まさ}しく説明足りなかったんですけども、おっしゃるようなことが、焦点になってくるので、事務事業の調整等によっては、若干その中身が違ってくる部分もあるのかなと。

ですから、一体として考えていかないと、例えば、特例区でこの小委員会が一つの方向が出たとしても、では、具体的にやるべき事業が何なのかということら辺で、行き詰まる可能性も場合によっては出てくるのかなという思いも、この間の協議の中ではあったということで、説明がちょっと足りなかったのですけども、一応そんな話しになってございます。

議長（渡辺春雄） よろしいですか。

ほかに、ありませんか。

ほかに、質疑がないようですので、「地域自治組織等の概要について」は、この辺で止めさせていただきます。

[次回の日程]

議長（渡辺春雄） 次回以降の日程についてであります、地域自治組織等の必要性や担うべき役割につきましては、法定協議会を設置することが確認されました第5

回任意協議会において、「地域住民の意向を行政運営に反映させるための仕組みについて」が提案され、決定されましたように、本委員会はもとより、協議会におきましても、最大の懸案^{けんあん}と言える課題であります。

本来であれば、委員の皆さん個々の判断に基づき、審議を行っていくのが建前^{たてまえ}ですが、地域自治組織等に関しましては、各町村の意向が審議^{しんぎ}の行方を左右するものと思われま

す。従いまして、今後、各委員、各町村が検討し、地域自治組織等の在り方を取りまとめる時間が必要と思われま

すことから、少しの時間をおきまして、第2回小委員会は、5月の21日に行われます第5回協議会の同日、午前10時から予定致したいと考えておりますので、委員の皆さんは、ご了承を頂きますよう、お願い申し上げます。

[閉会]

議長（渡辺春雄） これで本日の日程は、全部終了致しました。

本日の審議結果につきましては、小委員会規程第9条の規定により、4月23日に開催される協議会に、私から報告させていただきます。

以上をもちまして、第1回地域自治組織等小委員会を閉会致します。

長時間にわたり、審議を頂きまして、大変ありがとうございました。

15:00 閉会

議事の経過は協議会事務局で作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

平成16年4月22日

議長（委員長）

渡 辺 春 雄

署 名 委 員

西 尾 治

署 名 委 員

本 保 征 喜